

事 務 連 絡
平成12年6月12日

各 都道府県介護保険主管課（室）御中

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び
居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて

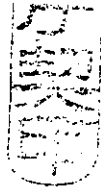
介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについては、平成12年度税制改正において、一定の要件の下で認められました。

つきましては、厚生省老人保健福祉局長と国税庁課税部長との間の別紙照会を御了知のうえ、貴管内市町村、関係機関、関係団体等に対し、周知徹底を図っていただくようよろしくお願いいたします。

— 照 会 先 —

厚生省老人保健福祉局
計画課 大島、森田（3929）
振興課 辺見、内藤（3937）

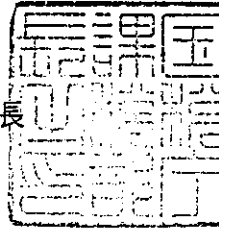
写



課所 4 - 8
平成12年 6 月 8 日

厚生省老人保健福祉局長 殿

国 税 庁 課 税 部 長



介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービスの対価に係る
医療費控除の取扱いについて

(平成12年 6 月 1 日付老発第508号照会に対する回答)

標題のことについては、貴見のとおりで差し支えありません。



老 発 第 508 号
平成12年6月1日

国税庁課税部長 殿

厚生省老人保健福祉局長

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（照会）

特別養護老人ホームにおける施設サービスについては、従来、負担能力に応じた利用者負担の下にサービス提供が行われてきたが、平成12年4月1日からの介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の施行により、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における施設サービスについては、受益の程度に応じた負担を基本とする考え方にに基づき、原則として介護費の1割及び食費の標準負担額といった負担を求めることとされたところである。

また、法第2条第2項において、介護保険サービスは、「医療との連携に十分配慮して行わなければならない」とされていること等を踏まえ、指定介護老人福祉施設では、それぞれの施設に配置された介護支援専門員等が、医師を始めとする施設職員との連携の下、入所者個人ごとに、「施設サービス計画」を作成し、これに基づいて介護等のサービスが提供されるようになった。

こうしたことから、介護保険制度の施行に伴い、所得税法施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第144号）及び所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成12年大蔵省令第28号）により、介護保険制度の下で提供される指定介護老人福祉施設での施設サービスに係る平成12年4月1日以後に支出する対価のうち、指定介護老人福祉施設における所得税法施行令第207条各号に掲げるものの提供の状況に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額については、医療費控除の対象となる医療費として明示されたところである。

については、指定介護老人福祉施設での施設サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて、下記のとおりと考えるが、貴庁の見解を承りたく照会する。

記

法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設は、法第7条第21項の規定により、「要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設」であって、都道府県知事が指定したものである。

この指定介護老人福祉施設で提供されるサービスのうち療養上の世話等に相当する部分については、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第207条及び所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第40条の3の規定に照らし、医療費控除の対象となる医療費に該当するものと考えられる。

本来、医療費控除の対象となる療養上の世話等に相当する額は、入所者個人ごとに算出することが望ましいが、指定介護老人福祉施設においては集団的な処遇が行われており、介護報酬及び利用者負担は個人ごとのサービスの対価として支払われるものの、実際に個人を特定してその者についてどのように使途されたかを確定させることは困難である。

このため、指定介護老人福祉施設における運営の実態等を踏まえ、費用のうち、平均的な療養上の世話等に相当する部分の金額を対象費用の額とすることが合理的であると考えられる。

こうしたことを勘案すれば、具体的には、1の対象者について、2の対象費用の額が医療費控除の対象となる金額と解される。

1 対象者

要介護度1～5の要介護認定を受け、指定介護老人福祉施設に入所する者

2 対象費用の額

介護費（法第48条第2項第1号に規定する「厚生大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。）に係る自己負担額及び食費に係る自己負担額（同項第2号に規定する「標準負担額」をいう。）として支払った額の2分の1に相当する金額

3 領収証

法第48条第8項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第82条に規定する領収証に、2の対象費用の額を記載する。（別紙様式参照）

(様式)

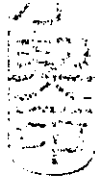
指定介護老人福祉施設利用料等領収証

(平成 年 月分)

利用者氏名				
費用負担者氏名		続柄		
施設事業者名 及び住所等	社会福祉法人 特別養護老人ホーム 印			
項目	単価	数量	金額(利用料)	
① 介護費				円
② 食費				円
③ 特別食負担				円
④				円
⑤				円
⑥				円
⑦				円
⑧				円
⑨				円
領収額			円	領収年月日 平成 年 月 日
うち医療費控除の対象 となる金額 (①+②) × 1/2			円	

- (注) 1 「事業者名及び住所等」の欄には、市(区)町村が提供する場合には、その自治体名を記入してください。
- 2 ①介護費の単価及び数量については、適宜基本介護サービス費、各種計算の内訳を記載してください。
- 3 ①及び②の合計額の1/2(二重下線の額)が医療費控除の対象となります。
- 4 医療費控除を受ける場合、この領収証を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。

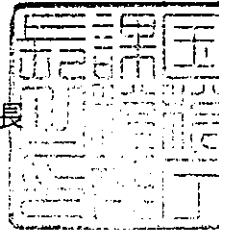
写



課所 4-10
平成12年 6月 8日

厚生省老人保健福祉局長 殿

国税庁課税部長



介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに
ついて（平成12年 6月 1日付老発第509号照会に対する回答）

標題のことについては、貴見のとおりで差し支えありません。



老 発 第 5 0 9 号

平成 1 2 年 6 月 1 日

国税庁課税部長 殿

厚生省老人保健福祉局長

介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（照会）

在宅介護サービス（在宅入浴サービスを含む。以下同じ。）の対価に係る医療費控除の取扱いについては、「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」（平成 2 年 7 月 2 7 日老福第 1 4 5 号厚生省大臣官房老人保健福祉部老人福祉課長ほか通知）に基づき取り扱われてきたところであるが、平成 1 2 年 4 月 1 日からの介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）の施行により、法第 7 条第 5 項に規定する居宅サービスについては、通常、指定居宅介護支援事業者が、保健医療サービスとの連携や必要に応じて利用者の主治の医師の意見を踏まえて、利用者個人ごとに、「居宅サービス計画」（法第 7 条第 1 8 項に規定する「居宅サービス計画」をいう。）を作成し、これに基づいて、各種の居宅サービスが提供されるようになった。

また、法第 2 条第 2 項において、介護保険サービスは、「医療との連携に十分配慮して行わなければならない」とされ、居宅サービス計画の策定過程等を通じて医療や保健との連携が図られる。

こうしたことから、介護保険制度の施行に伴い、同制度の下で提供される居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて、下記のとおりと考えるが、貴庁の見解を承りたく照会する。

記

在宅介護サービスについては、これまで、傷病により寝たきり等の状態にある者が、在宅療養を行うため、医師の継続的な診療を受けており、かつ、一定の在宅介護サービスの供給主体が、その医師と適切な連携をとって在宅介護サービスを提供した場合の、その在宅介護サービスを受けるために要する費用については、「療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価」として医療費控除の対象とされてきたところである。

これまでのこうした取扱いと介護保険制度における居宅サービスの提供方法を勘案すれば、介護保険制度の下で提供される居宅サービスのうち、「療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価」として、1の対象者について、2の対象となる居宅サービスに係る3の対象費用の額が、「療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価」として医療費控除の対象となる金額と解される。

また、当該居宅サービスが、法第43条又は第55条に規定する在宅介護（支援）サービス費等に係る支給限度額の範囲内で提供されるものであれば、当該者の病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えないものであると解される。

1 対象者

次の（1）及び（2）のいずれの要件も満たす者

- （1）法第7条第18項に規定する居宅サービス計画（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第64条第1号ハ（第85条において準用される場合を含む。以下同じ。）に規定する「指定居宅サービスの利用に係る計画」（同号ハの市町村への届出が受理されているものに限る。）を含む。以下、「居宅サービス計画」という。）に基づいて、居宅サービスを利用すること。

- （2）（1）の居宅サービス計画に次に掲げる居宅サービスのいずれかが位置付けられること。

- イ 法第7条第8項に規定する訪問看護
- ロ 法第7条第9項に規定する訪問リハビリテーション
- ハ 法第7条第10項に規定する居宅療養管理指導
- ニ 法第7条第12項に規定する通所リハビリテーション
- ホ 法第7条第14項に規定する短期入所療養介護

（注）イについては、老人保健法及び医療保険各法の訪問看護療養費の支給に係る訪問看護を含む。

2 対象となる居宅サービス

- 1の（2）に掲げる居宅サービスと併せて利用する次に掲げる居

宅サービス

- (1) 法第7条第6項に規定する訪問介護
ただし、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス給付費単位表1訪問介護費口に掲げる家事援助が中心である場合を除く。
 - (2) 法第7条第7項に規定する訪問入浴介護
 - (3) 法第7条第11項に規定する通所介護
 - (4) 法第7条第13項に規定する短期入所生活介護
- (注) 1の(2)のイからホに掲げる居宅サービスに係る費用については、1の対象者の要件を満たすか否かに関係なく、利用者の自己負担額全額が医療費控除の対象となる。

3 対象費用の額

2に掲げる居宅サービスに要する費用（法第41条第4項第1号若しくは第2号又は法53条第2項第1号若しくは第2号に規定する「厚生大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。）に係る自己負担額

(注) 自己負担額とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる額をいう。

(1) 指定居宅サービスの場合

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。）第2条第4号に規定する居宅介護サービス費用基準額から法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費の額を控除した額又は基準省令第2条第7号に規定する居宅支援サービス費用基準額から法第53条第2項に規定する居宅支援サービス費の額を控除した額

(2) 基準該当サービスの場合

指定居宅サービスの場合に準じて算定した利用者の自己負担額

4 領収証

法第41条第8項（第53条第4項において準用する場合を含む）及び規則第65条（第85条において準用する場合を含む。）に規定する領収証に、3の対象費用の額を記載する。（別紙様式例参照）

なお、既に発行した領収証がある場合や介護保険施行後、当面この様式例に依り難い場合においては、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスを提供する事業者は、領収証のほかに、利用者が医療費控除を受ける場合の、確定申告書に添付又は確定申告の際に提示する書類として、居宅サービス計画を作成した事業者名及び医療費控除の対象となる金額を記載した書面を交付する。

(様式例)

居宅サービス利用料領収証

(平成 年 月分)

利用者氏名				
費用負担者氏名		続柄		
事業所名及び住所等	(住所： 印)			
居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者名				
NO	サービス内容/種類	単価	回数	利用者負担額(保険対象分)
①				円
②				円
③				円
④				円
⑤				円
NO	その他費用(保険給付対象外のサービス)	単価	回数	利用者負担額
①				円
②				円
③				円
領収額	円	領収年月日 平成 年 月 日		
うち医療費控除の対象となる金額	円			

(注)

- 1 本様式例によらない領収証であっても、「居宅サービス計画を作成した介護支援事業者名」と「医療費控除の対象となる金額」が記載されたものであれば差し支えありません。
なお、利用者自ら居宅サービス計画を作成し、市町村に届出が受理されている場合においては、居宅サービス事業者は、居宅介護支援事業者名の代わりに当該市町村名を記入してください。
- 2 サービス利用料が区分支給限度基準額又は種類支給限度基準額を超える部分の金額については、「その他費用(保険給付対象外サービス)」欄に記載してください。
- 3 訪問介護事業者にあつては、「うち医療費控除の対象となる金額」欄には、利用者負担額(保険対象分)のうち家事援助中心型に係る訪問介護以外のサービスに係る利用者負担額(保険対象分)の合計額を記載してください。
- 4 この領収証を発行する居宅サービス事業者が訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護を提供している場合には、これらのサービスに係る利用料についてもあわせて記入してください。
- 5 医療費控除を受ける場合、この領収証を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。